

●香川県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年9月20日から同年10月10日まで一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 財田上高瀬線（218号）
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市財田町財田上字佃3467 番2地先から	前	8.2~17.2	204	平成21年12月4日付け香 川県告示第547号の一部
三豊市財田町財田上字西岡 2728番1地先まで	後	12.4~35.0	204	

- 4 供用開始の期日 令和6年9月20日